

全学生の方へ コロナウイルスに関する緊急通達(第6報)

本学は新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」と表記。)の拡大防止に向けて「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(6月5日付)等を踏まえた方針をとっています。学生のみなさんは感染症対策を徹底するために下記の流れに従ってください(実施期間2020年9月30日まで)。

I 感染した場合や濃厚接触者となった場合

<次に該当する場合は大学へ登校できません> **登校禁止**

- ①感染症に感染した場合
- ②感染症の濃厚接触者として判断された場合
- ③同居するご家族や学生寮等で生活を共にする者が感染した場合や濃厚接触者と指定された場合

★上記に該当する場合は、あなた又はご家族から、本学「感染症相談窓口」に報告してください。

- ア) あなたが感染した場合は、発症日・症状・診察日・数日間の行動・保健所や医療機関からの指示内容等を報告してください。
- イ) あなたが「濃厚接触者」と保健所・医療機関から判断された場合、その指示内容等を報告してください。
- ウ) あなたや同居のご家族が感染の疑いがあるとして、PCR検査を受診した場合は、判定結果が出るまでは、自宅で待機して下さい。なお、その旨を報告して下さい。
- エ) あなたのご家族が感染症に感染した場合や濃厚接触者となった場合も大学に登校できません。

II 感染が疑われる場合

厚生労働省の新たな目安により、次の①②③のいずれかに当てはまる人は、大学の「感染症相談窓口」に報告するとともに(相談も可)、最寄りの保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡すること。

①: 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②: 重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

※重症化しやすい人とは: 高齢者・糖尿病・心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人

③: ①と②以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

- ◆症状が4日以上続く場合は必ず相談すること
- ◆症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること
- ◆解熱剤などを飲み続けなければならない場合についても同様



報告する

中部学院大学 感染症相談窓口
(学生・保護者対象)
TEL: 0575-24-9308
(平日 9:00~12:00、13:00~16:00)



左記の中部学院大学感染症窓口にも連絡するとともに...

最寄りの保健所に連絡

連絡先・電話番号は裏面参照

※地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあります